

「政党法」の制定を目指して - 日本の政党のガバナンス・「政党力」向上のために - (要旨)

< . 本報告書の目的 >

昨年度提言「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～「決断できる政治」の実現に向けて」(2012年5月17日)で、日本における「政党法」制定を提言した。しかし、「政党法」に対する認識は、政党サイドはもちろん、一般国民や有識者の間でも高くない。現在の日本の政党のガバナンスの問題を、より具体的な事例を挙げ、分かりやすく整理し、「政党法」制定の必要性の認識を広める必要がある。

< . 「政党法」の必要性：総論 >

1. 「政党中心の政治」に必須：政治改革で政党執行部の力が強まったのに、それらを規制する公的ルールは無いに等しい。「政党中心の政治」を完遂させるためにも、政党ガバナンスのあり方を規定した「政党法」が必要。
2. 政党交付金受領に対する国民への義務：約320億円もの巨額の政党交付金が支出されている以上、政党交付金を使う主体である「政党」それ自体にガバナンス確立を求めるのは、国民の当然の要求。
3. 「政党の公共性」を明確化：これまで政党を基本的に「私的団体」とのみ位置付けてきたが、明確な公的ルールで「政党の公共性・公的責任」を明らかにすべき。少なくとも大政党は真正面から「公的団体」と規定すべき。
4. 既存法律での対応の限界：政党に関して個別法で別々に規定されることで、国民の目が届きにくくなるとともに、資金面・組織面等の諸規制が有機的に結合できていない。
5. 「政党力」の強化：「政党法」で政党ガバナンスを確立することで、政策立案能力向上や党としての統率力と団結力など「政党力」そのものの強化につながると期待できる。優秀な人材を政治の世界に呼び込むための制度的基盤ともなる。

< . 「政党法」の必要性：各論 - 重要9項目の検証 >

1. 綱領：政党の定義規定そのものに「綱領があること」を取り込んでどうか。また綱領の策定・改訂は党大会で議決するよう義務付けてはどうか。
2. 政党支部数：政治家個人への企業・団体献金が禁止された趣旨に鑑みると、政党支部数に制限ないし上限を設ける等の規制をすべきではないか。
3. マニフェストの内容と策定手順：
  - (1) 内容：「政党法」でマニフェストの形式や盛り込むべき事項を、ある程度、統一化・標準化すべきではないか。
  - (2) 策定手順：マニフェストには自党の政策的一体性を醸成する意味もある。一般党员も必ず関与させる等、政党に民主的なマニフェスト作成過程構築を義務付けるべきではないか。
4. マニフェスト修正手続き：マニフェスト修正の度合いに応じた手続きをあらかじめ定めておくことが必要。
5. 党首：
  - (1) 党首選挙：各党バラバラな党员ポイント比率や投票資格を一定程度、統一化してはどうか。また第一党の党首選びは予備選を義務付けてはどうか。全ての政党の党首選挙において、外国人への投票権付与を禁止すべきではないか。
  - (2) 与党党首の任期：「3年」としている党が多いようだが、衆院議員任期と同じ「4年」とするのが自然ではないか。与党党首の任期は「首相に選ばれてから4年」と、自動的に同期させるべきではないか。
6. 政党助成制度：
  - (1) 政党交付金の使途：各政党の自主規制任せではなく、法律で何らかの使途制限をしてもよいのではないか。
  - (2) 党執行部による資金配分：党内の資金配分について、全く党執行部の自由でいいだろうか。落選中候補者への支援も含め、何かルールは要らないのだろうか。
  - (3) 政党交付金の返還：使い切れなかった政党交付金は返還することになっているが、抜け穴がある。何か規制すべきではないか。受領辞退された政党交付金は国庫返納すべきではないか。
  - (4) 「対総収入比率規制」復活の是非：当初の政党助成法にあった「対総収入比率規制」を復活させるべきか。
7. 連立協議：連立を組むことが選挙前からはっきりしている場合には、連立マニフェスト作成を義務化すべきではないか。
8. 候補者選定：
  - (1) 手続きの透明性：候補者公認・比例代表名簿の順位付け過程をより透明化すべく、何らかの規定をすべきではないか。
  - (2) 予備選挙・世襲議員問題：例えば大政党には、公募制や同一選挙区からの立候補制限などを法律で義務付けてもよいのではないか。
  - (3) クォータ(割り当て)制：女性議員比率を高めるため立候補者の一定比率を女性にするような規制が日本でも必要かどうか。
9. 倫理規定：
  - (1) 反党的行為による除籍(除名)：政党共通に説明義務、異議申し立て機会の保障など、何かルール化が必要ではないか。
  - (2) 党議違反者への懲戒：懲戒権限・責任の明確化、決定プロセスの透明化、異議申し立て手続きの保障などを法定化すべきではないか。

< . 終わりに：「政党法」に国民的後押しを！ >

「政党法」で、日本の政治・政党が抱える問題点全てを解決できるとは思っていないが、現在個別法で規定された政党の規制を集中・独立・深化させ、政党を公的存在と認めた上で必要な内部組織規定を加えた「政党法」を作ることが、「近代的組織政党」への第一歩となり得る。

政治家の側から、政党活動に規制をかける動きが出ることは望み薄なので、国民の間から「政党法」制定を求める声が高まり、政党を動かすことを期待したい。

< 補論：上記重要9項目以外の「政党」の問題点・論点を紹介 >

政党支部の資産処分 所属議員の「レンタル移籍」 離党者と政党資金の関係 選挙後の存続政党の変貌 その他